

くらしのかわら版

第40号

第40号の内容



- ▼平成26年度の消費生活相談の状況
高齢者の相談割合2年連続30%超え！ 全相談件数も2年連続増加
- ▼借金問題無料相談会のご案内
- ▼9月12日（土）消費生活フェスタを開催します！

平成26年度の消費生活相談の状況

高齢者の相談割合2年連続30%超え！ 全相談件数も2年連続増加

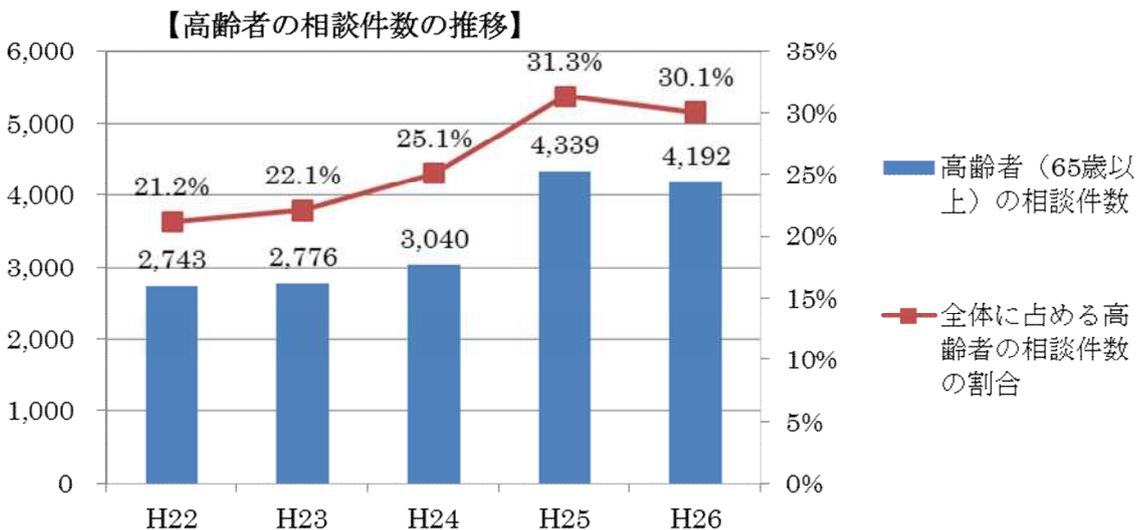


平成26年度中に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談は、13,949件で、前年度（13,841件）に比べ108件、0.8%増加し、2年連続増加しました。特徴は次のとおりです。＜詳細は当センターHP：<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/>>

- 1 高齢者の相談件数が2年連続4,000件超え！ 全相談件数の30%を超える
- 2 アダルト情報サイトのワンクリック請求 相談件数1,000件超える
- 3 プロバイダ契約の相談急増 遠隔操作は5倍以上

1 高齢者の相談割合 2年連続30%超え！

高齢者(65歳以上)の相談件数が2年連続で4,000件を超えました。
全体に占める高齢者の相談件数の割合、2年連続で30%を超えました。



高齢者の相談が多い主な商品・役務は、件数では「架空請求などの商品一般（450件）」「デジタルコンテンツ（410件）」「インターネット通信サービス（175件）」「工事・建築（161件）」の順となっています。前年度最も多かった「健康食品」は悪質事業者の摘発などにより大きく減少（632件→150件）しています。

また、高齢者の占める割合が高いのは「株・未公開株」「ファンド型投資商品」「公社債」「老人・福祉サービス」で、いずれも60%を超えています。



- ・ **高齢者は、日中に在宅していることが多い**ため電話や訪問がしやすく、年金で定期的な収入が見込まれることなどから、**悪質業者から狙われやすくな**っています。少しでも業者の言動に不審な点を感じたらきっぱりと勧誘を断りましょう。
- ・ **高齢者に対しては、家族、地域などの見守りが非常に重要です。**高齢者が被害にあっているのでは？など、おかしいと感じることがあれば、家族の方や近所の方が声をかけてください。

2 アダルト情報サイトのワンクリック請求 相談件数 1,000 件超える

アダルト情報サイトのワンクリック請求に関する相談件数が2年連続して増加し、前年度比40%増の1,265件となりました。

アダルト情報サイトのワンクリック請求については、20歳未満および40歳代から60歳代までの男性の相談件数が多くなっています。また、20歳代から40歳代では、女性の割合が4割前後となっています。

《事例①・・・アダルト情報サイトのワンクリック請求で二次被害》

スマートフォンにSNSで友人から届いた写真をタップしたら、年齢確認の画面が出た。「18歳以上」をタップすると、「登録完了。3日以内に10万円払ってください」と表示された。退会したいとメールを出したが、「退会したければ3日以内に電話するように」と何度もメールが届いた。どこかに相談しなければと思い、インターネットで検索した相談窓口で電話すると、「5万4千円で個人情報を削除してあげる」と言われた。信用してもよいだろうか。(50歳代 男性からの相談)

- ・ バナー広告やメールに添付された写真などから、アダルト情報サイトにつながる場合もあります。**不用意に「はい」をクリックしない**ようにしましょう。
- ・ 「登録完了」などと表示されても、契約内容の確認画面がなければ、契約は不成立または無効です。退会手続きは必要なく、業者へ連絡を取ると個人情報を伝えることとなりますので、**絶対に業者に連絡しない**ようにしましょう。
- ・ 「トラブルを解決する」、「個人情報を削除する」などという探偵、NPO団体、行政書士などに対処を依頼する必要はありません。

3 プロバイダ契約の相談急増 遠隔操作は5倍以上！

「インターネット通信サービス」の1つである、プロバイダ契約の相談件数が前年度の101件から228件も増加し、329件となりました。その中でも特に、遠隔操作に関する相談件数が、前年度の36件から205件へと、5倍以上も増加しました。

遠隔操作に関する相談者の年齢構成をみると、若年層の割合は低く、40歳以上の割合が高くなっています。

《事例②・・・遠隔操作によるプロバイダ契約》

大手通信事業者を名乗って電話があり、「プロバイダ料金が今より千円以上安くなる」と言われた。遠隔操作を了承し、翌日プロバイダを変更した。しかし、後日書面が届き、大手通信事業者とは関係のない業者だとわかった。さらにその後、別の事業者からも書面が届き、契約した覚えのないオプションサービスにも契約させられているとわかった。オプションサービスの料金を加えると、料金は安くなるどころか高額になる。業者のネットでの評判も悪く、電話で聞いた話と違うので解約したい。(40歳代 男性からの相談)

- ・契約する前に、契約先、サービス内容、料金がいくら安くなるかをしっかり確認し、「料金が安くなる」という言葉を鵜呑みにしないようにしましょう。
- ・電話勧誘であっても、法律上、プロバイダ等の電気通信契約にはクーリング・オフの適用はありませんので、慎重に判断してください。

平成27年度借金問題無料相談会

「借金返済のために借金をしている」「住宅ローンや教育費が負担になっている」など、お金のことで悩んでいる方、どうぞご相談ください。

法律の専門家（弁護士、司法書士）が債務整理の方法などアドバイスをを行います。



◆**対面相談** <各日とも定員6名、**先着順予約制**、1件1時間>

◇相談日：9月5日（土）、10月3日（土）、11月7日（土）、12月5日（土）

◇時間：10:00～11:00、11:00～12:00、12:00～13:00（各1時間）

◇会場：滋賀県消費生活センター（彦根市元町4-1）

○予約・問い合わせ先：滋賀県 県民活動生活課 消費生活係（☎077-528-3412）

○主催：滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会、滋賀県



◆◆「困ったな」「変だな」と思ったら1人で悩まず
すぐに消費生活相談窓口にご相談ください◆◆

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

★平成27年7月1日から、お近くの消費生活相談窓口につながる「消費者ホットライン」は3けたの番号『188』（いやや）での案内を開始しました。

滋賀県
Shiga Prefecture

消費生活フェスタ! 2015

■「ファミリーレストラン」(滋賀県住みます芸人) みなさ〜ん、消費生活フェスタに『いらっしやっせ〜!!』

■「滋賀レイクスターズチアスクール」によるダンスで悪質商法お断り!

見 て 学 ん で 楽 し ん で
「かしこい消費者」
になろう!

ぬりえもあるよ♡

■「Canice♡浜郷」消費生活啓発ライブ!

「大塚のつや」

■「滋賀県警察音楽隊」が特殊詐欺撃退!
♪詐欺防止啓発ソング「だまされたらあかん!」

※消費啓発パネル展示は9日(水)~16日(水)に開催

主催: 滋賀県 参加団体: 滋賀県警察本部、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、東近江市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、特定非営利活動法人消費者ネット・しが、公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)、一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク

問合せ先: 滋賀県消費生活センター 彦根市元町4-1 Tel. 0749-27-2234

主催・問い合わせ: 滋賀県消費生活センター ☎0749-27-2234

※内容は一部変更する可能性がありますのでご了承ください

国勢調査 2015

国勢調査が進化しました!

今回の調査は、パソコン・スマートフォンからもご回答いただけます。

いつでもどこでも、便利に回答。パソコン、スマートフォンでの回答を可能に!

インターネット回答

9月10日~20日

インターネット回答がなかった世帯には調査員が調査票をお配りいたします!

調査票での回答

10月1日~7日

国勢調査は、日本国内に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な調査です。

「くらしのかわら版」第40号(平成27年7月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成27年10月下旬に発行予定です。